

環 境 委 員 会 資 料

平 成 2 7 年 1 2 月 9 日

【所管事務の調査（報告）】

川崎市一般廃棄物処理基本計画の策定について

- 資料 1 川崎市一般廃棄物処理基本計画（案）及び第 1 期行動計画（案）について【概要】
- 資料 2 川崎市一般廃棄物処理基本計画（案）
- 資料 3 川崎市一般廃棄物処理基本計画第 1 期行動計画（案）
- 資料 4 パブリックコメント手続用資料
- 資料 5 今後の予定について

環 境 局

I ごみ処理

1 これまでの取組状況

かわさきチャレンジ・3Rでの主な取組

（計画期間：平成17年度～平成27年度）

■分別収集の拡大によるリサイクルの推進

- 平成17年度：6分別7品目⇒平成27年度：8分別9品目
- 平成23年3月：ミックスペーパー収集全市実施
- 平成25年9月：プラスチック製容器包装収集全市実施

■効果的・効率的な収集処理体制の構築

- ・普通ごみの収集回数の変更 平成19年4月：週4回⇒週3回
平成25年9月：週3回⇒週2回

■3処理センターへの移行

- ・4つのごみ焼却処理施設の稼働⇒3つのごみ焼却処理施設の稼働（平成27年度）

【取組の成果】

	基準年度実績（H15）	計画目標（H27）		H26実績
		基本計画	行動計画	
1人1日あたりのごみ排出量	1,308g	1,128g	988g	998g
資源化量（率）	11.8万トﾝ(19.1%)	20.0万トﾝ(35%)		16.1万トﾝ(30.3%)
ごみ焼却量	50.1万トﾝ	37.0万トﾝ		37.1万トﾝ

※平成20年度に1,110gとなり前倒して目標を達成。第3期行動計画で新たに目標を設定。



循環型の廃棄物処理に向けて基本施策の大きな転換を図った

2 現状と今後の取組課題

- 家庭系ごみの更なる減量化・資源化
 - ・プラスチック製容器包装・ミックスペーパーの分別の徹底
 - ・生ごみの更なる減量化・資源化
- 事業系ごみの更なる減量化・資源化
- 3処理センター体制移行後の安定的な廃棄物処理システムの確保
- 温室効果ガス削減など低炭素社会の構築に向けた取組
- その他社会状況の変化等を踏まえた新たな事項への対応



今後は、市民・事業者・行政それぞれが環境に配慮したライフスタイルへ転換を図ることが重要

3 基本計画

計画期間

平成28年度～平成37年度（10年間）※市の総合計画と整合

基本理念

地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして

- 3R（リデュース・リユース・リサイクル）を基調とした循環型社会の構築
- 循環を基調とした生活の質の高さと環境の保全を両立させた“エコ暮らし”なライフスタイルへの転換
- 地球環境にやさしい持続可能なまちの実現を目指した資源循環・低炭素・自然共生の統合的な取組の推進

基本方針

- 社会状況の変化等に的確に対応し、限りなくごみをつくらない社会を実現する
- 市民・事業者・行政の協働により“エコ暮らし”を実践し、さらに3Rを推進する
- 安心して健康に暮らせる快適な生活環境を守る

目標

- 【目標1】1人1日あたりのごみ排出量※を10%削減する
（998g（H26実績）⇒898g）
※家庭系・事業系（焼却ごみ+資源物）
- 【目標2】ごみ焼却量を4万トﾝ削減する（37万トﾝ（H26実績）⇒33万トﾝ）
（家庭系2万トﾝ削減、事業系2万トﾝ削減）

○3Rを基調としながら、2R（リデュース・リユース）ごみの発生抑制・再使用に重点を置く

- ①資源物の分別排出のさらなる徹底とそれに伴うごみの発生抑制効果
- ②事業系ごみの減量化・資源化の推進
⇒10年間で4～5%のごみの減量

- ①“エコ暮らし”の実践
- ②各種ごみの発生抑制施策等の実施
⇒さらに5%のごみの減量

これらの取組により、10年間で10%の減量をめざす

○目標達成による市民・事業者のメリットや目標の進捗状況・成果をよりわかりやすく公表する
⇒取組成果・効果の「見える化」・「見せる化」

ごみ焼却量を4万トﾝ削減すると、温室効果ガスが1万8千t-CO₂減（杉の木128万本分相当）

基本施策

① 環境市民をめざした取組

市民・事業者・行政が協働して、これまでのライフスタイルを見直し、「環境市民」として、環境配慮行動“エコ暮らし”の実践に取り組めるように、環境教育・環境学習の場の提供や情報共有を推進するとともに、市民参加や資源循環・低炭素・自然共生などの様々な地域活動している方々との連携を促進する取組を行う。

② ごみの減量化・資源化に向けた取組

より一層のごみの減量化・資源化を図るために、市民・事業者・行政が一体となって、それぞれの主体ごとに、まずはごみの発生抑制・再使用に重点を置き、やむを得ずでしまったごみの中で、資源化できるものはリサイクルすることを習慣化することが必要であり、その徹底に向けて取組を推進する。

③ 廃棄物処理体制の確立に向けた取組

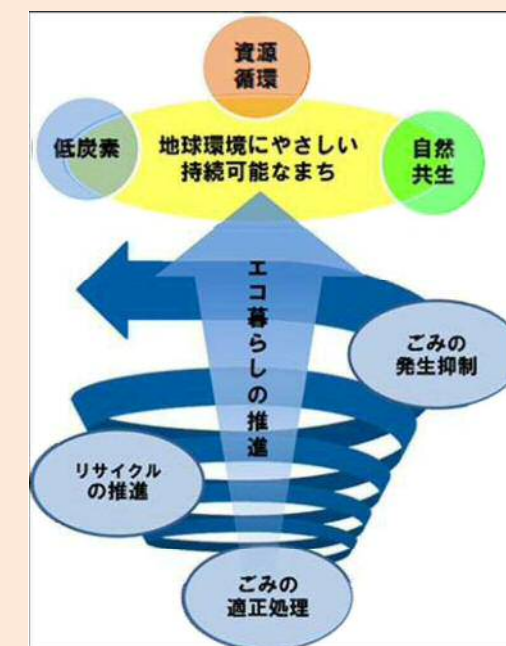
資源物にならないごみを適正に処理するとともに、市民生活のライフラインとして、3処理センター体制を安定的に運営し、大規模災害などの社会状況の変化にも的確に対応する。

④ 健康的で快適な生活環境づくりの取組

市民が健康で快適な日々の生活が過ごせるよう、引き続き、安全・安心な生活環境づくりに取り組むとともに、市民・事業者・行政が協働して地域の課題解決に取り組む。

⑤ 低炭素社会・自然共生社会をめざした取組

「資源循環」はもとより、「低炭素」・「自然共生」の視点も持った統合的な取組を行い、世界的な問題となっている地球温暖化について、廃棄物分野としても寄与する取組を推進する。



「エコ暮らし」なライフスタイルへの転換

評価・指標

○目標以外にも指標を設定し、レーダーチャートを使った分析など市民にわかりやすい表示で、廃棄物処理事業全体の事業評価を行い、ホームページ等で公表

事業評価の指標

基本施策	指標名	基本施策	指標名
① 「環境市民」をめざした取組	1人1日あたりごみ排出量 (家庭系・事業系(焼却ごみ+資源物))	③ 廃棄物処理体制の確立に向けた取組	1人あたり年間処理経費
	プラスチック製容器包装分別率【新規】		廃棄物のうち最終処分される割合
	ミックスペーパー分別率【新規】	④ 健康的で快適な生活環境づくりの取組	住民満足度
② ごみの減量化・資源化に向けた取組	ごみ焼却量 (家庭系焼却ごみ+事業系焼却ごみ+道路清掃ごみ)	⑤ 低炭素社会・自然共生社会をめざした取組	温室効果ガス総排出量(廃棄物分野)
	資源化率 (家庭系資源物+事業系資源物)		エネルギー回収率

計画の推進・管理

○計画の進捗管理については、PDCAサイクルを活用。庁内関係部署による仮称「一般廃棄物処理基本計画推進委員会」を設置して、進捗管理を行うとともに、毎年、環境審議会へ報告・公表する。

II し尿等処理

1 現状

- 公共下水道に接続されていないし尿等処理の取組 (参考) 下水道普及率 99.4% (人口比)
- 中部・北部地区でのし尿・浄化槽汚泥収集量は減少傾向にある
- 南部地区は、建設工事現場等における仮設トイレの汲み取り件数の増加や下水道処理区域外である臨海部への対応から、し尿・浄化槽汚泥収集量は増加傾向にある

2 基本計画

計画期間

平成 28 年度～平成 37 年度 (10 年間) ※ごみ処理基本計画と整合

基本方針

- し尿等の適正な処理を実施する
- 災害時も含めた安全・安心な収集処理を実施する

基本施策

- ①し尿の適正処理
- ②浄化槽の適正な維持管理
- ③災害時の適切な対策

III 基本計画の施策体系

一般廃棄物処理基本計画					
ごみ処理			し尿等処理		
基本理念	地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして				
基本方針	○社会状況の変化等に的確に対応し、限りなくごみをつくらない社会を実現する ○市民・事業者・行政の協働により“エコ暮らし”を実践し、さらに3Rを推進する ○安心して健康に暮らせる快適な生活環境を守る			基本方針	○し尿等の適正な処理を実施する ○災害時も含めた安全・安心な収集処理を実施する
基本施策	「環境市民」をめざした取組 ①環境教育・環境学習の推進 ②情報共有の推進 ③市民参加の促進	ごみの減量化・資源化に向けた取組 ①家庭系ごみの減量化・資源化 ②事業系ごみの減量化・資源化 ③市の率先したごみの減量化・資源化 ④生ごみの減量化・資源化	廃棄物処理体制の確立に向けた取組 ①安全・安心な処理体制の確立 ②3処理センター体制の安定的な運営 ③効果的・効率的な処理体制の構築	健康的で快適な生活環境づくりの取組 ①まちの美化推進 ②市民ニーズに対応した取組の推進 ③不適正排出対策等の取組	低炭素社会・自然共生社会をめざした取組 ①エネルギー資源の効果的な活用 ②低炭素・自然共生をめざした資源の有効利用 ③環境に配慮した処理体制の構築 ④蓄積された環境技術等を活かした取組
第1期行動計画					
			し尿の適正処理	浄化槽の適正な維持管理	災害時の適切な対策

IV 第1期行動計画

計画期間

平成 28 年度～平成 29 年度 (2 年間) ※市の総合計画と整合

目標

- 【目標1】1人1日あたりの普通ごみ排出量を 15g 削減する (453g (H26実績) ⇒ 438g)
- 【目標2】家庭系の資源化率を 30%にする (29% (H26実績) ⇒ 30%)
- 【目標3】ごみ焼却量を 1万トン削減する (37万トン (H26実績) ⇒ 36万トン) (家庭系 4千トン削減、事業系 6千トン削減)

○市民が効果をより実感できるようにごみ全般ではなく「普通ごみの排出量」を目標とする
基本計画では「1人1日あたりのごみ排出量を10年間で10% (100g) 削減」⇒「普通ごみ」は約 60g 削減

具体的施策

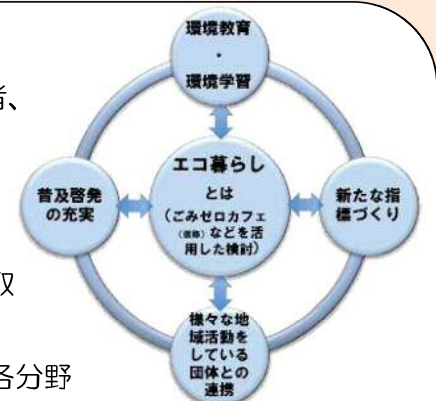
- 具体的施策 66 施策のうち、重点施策 24 施策、“エコ暮らし”につながる取組 36 施策
- 特に“エコ暮らし”につながる取組を明確化する

重点施策

- “エコ暮らし”や安定的な廃棄物処理事業の推進等に必要な取組を重点とする

「環境市民」をめざした取組

- 市民・事業者・行政で行う**双方向型の施策**の推進
- ①「ごみゼロカフェ」(仮称)の開催など市民、事業者、行政による新たな市民参加の取組【新規】
- ②“エコ暮らし”が実践できる環境市民をめざした世代別ごとの環境教育・環境学習の推進
- ③家庭のごみダイエット・チェックシートの普及と取組効果が見える新たな指標づくりの検討
- ④廃棄物減量指導員等との更なる連携強化や環境の各分野の活動団体との連携
- ⑤市民が多く集まる場を活用した公共施設等における普及啓発の充実【新規】



ごみの減量化・資源化に向けた取組

- ⑥ごみの資源化促進のための分別排出の徹底
- ⑦生ごみの3きり運動(使いきり・食べきり・水きり)の推進【新規】
- ⑧生ごみのリサイクルに係る取組の推進
- ⑨事業系一般廃棄物処理手数料の見直しの検討【新規】
- ⑩事業系古紙の資源化の促進【新規】
- ⑪外食産業と連携した食品廃棄物のリデュース・リサイクルの推進【新規】

廃棄物処理体制の確立に向けた取組

- ⑫災害時における安全・安心な廃棄物処理体制の確保
- ⑬3処理センター体制における安定的な処理体制の運営【新規】
- ⑭橋処理センターの建替えに向けた取組
- ⑮堤根処理センターの建替えに向けた取組【新規】

健康的で快適な生活環境づくりの取組

- ⑯地域の連携・協働による集積所周辺やまちの環境美化などの推進
- ⑰区役所で実施している「ごみ相談窓口」の充実
- ⑱高齢者や障がい者の方々を対象としたふれあい収集の実施

低炭素社会・自然共生社会をめざした取組

- ⑲高効率なごみ発電事業の推進
- ⑳EVごみ収集車実証試験など廃棄物発電の新たな活用法の検討【新規】